

GW長期休暇のお願い

新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置が実施されています。
国民の皆さまにおかれましては、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

まん延防止等重点措置の実施期間	まん延防止等重点措置の実施区域
令和3年4月5日から令和3年5月5日まで	宮城県、大阪府、兵庫県
令和3年4月12日から令和3年5月11日まで	東京都
令和3年4月12日から令和3年5月5日まで	京都府、沖縄県
令和3年4月20日から令和3年5月11日まで	埼玉県、神奈川県、千葉県、愛知県

- ✓人ごみを避ける
- ✓接待を伴う飲食店等クラスター発生の恐れのある場所への訪問を控える
- ✓基本的な感染防止策の徹底
- ✓多くの友達と集まって、食事や遊びなどを控える
- ✓戻ったあとも自ら健康観察
- ✓不要不急の外出を控える(県をまたぐ移動を避ける)

個人の基本的な感染予防策は、変異株であっても、3密（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどが、これまでと同様に有効です。皆様には、改めて感染予防対策へのご協力をお願いいたします。

株式会社AIC緊急広報

「STAYHOME」

